

第十八号

徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部改正について

徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部を改正する条例

徳島県工業用水道事業料金等徴収条例（昭和四十三年徳島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「十日」を「二十日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第五条の規定は、この条例の施行の日の属する当該月（徳島県工業用水道事業料金等徴収条例第二条第三号に規定する当該月をいう。以下同じ。）以後に係る料金について適用し、同日の属する当該月前の当該月に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

工業用水の料金を納付する者の利便性の向上及び徴収事務の効率化に資するため、料金の徴収の時期を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。